

# 社会福祉法人平城福祉会 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

イ. 保育所の経営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人平城福祉会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を奈良県奈良市北登美ヶ丘六丁目 28 番 10 号に置く。

## 第 2 章 評議員

### (評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 8 名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦又は評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は、無報酬とする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散

(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、評議員会の日日の5日前までに、各評議員に招集通知を発する。

2 評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日日の4週間前までに評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 理事の選任については、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 監事の選任については、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任す

ることができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第 25 条 この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）

第 114 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は 10,000 円以上 50,000 円以内の範囲内であらかじめ定めた額と同法第 113 条第 1 項第 2 項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の事項に関する決議は、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の多数によらなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 基本財産の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業に関する重要事項の承認

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 奈良県奈良市北登美ヶ丘六丁目 1200 番地 6 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建みずほ保育園園舎 1 棟（延面積 1,027.76 m<sup>2</sup>）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、奈良市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良市長の承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ

民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

（資産の管理及び保有株式にかかる議決権の行使）

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。
- 4 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 収支予算をもって定めるもののほかに、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人平城福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。



## 附 則

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	西村	正和
理事	中田	庄太郎
〃	中西	保
〃	大西	修
〃	飯塚	宏
〃	西村	和子
監事	清水	脩治
〃	阪本	久雄

制定年月日	昭和52年8月12日
改訂	平成27年8月17日
改訂	平成29年4月1日

## 社会福祉法人平城福祉会

### 寄附金等取扱規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 平城福祉会（以下「当法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (受入基準)

第2条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附金等の申込みについては、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに係する団体、個人等
- (2) 寄附の対価として当法人に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなる者
- (3) 寄附金等の申込みの際し、次に掲げる条件等を付与する者
  - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
  - ハ 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
  - ニ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件

#### (寄附金等の種類)

第3条 当法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる種類の寄附金
  - イ 用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
  - ロ 募集特定寄附金 当法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成し、理事会の承認を得たうえ募集するもの

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の物品、不動産及び財産権等の権利を含むものとする。

(寄附金等の募集)

第4条 寄附金等の募集においては、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金等の募集は行わないこと
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

2 寄附金等を募集するにあたっては、募集の対象者が特定又は不特定のいずれであっても、寄附金等の目的・用途、募集方法及び結果の公表内容について、理事会の承認を受けなければならない。

(受入手続)

第5条 寄附の申し出を受け付けた担当者は、寄附金等を当法人に寄附しようとする者（以下、本条において「寄附者」という。）に対し、書面で寄附の申込みを行うよう求めなければならない。ただし、寄附者が寄附申込書を自ら作成することが困難である等の事情があるときは、担当者が寄附者から申込み内容を確認し、寄附申込書に記載するものとする。

2 当法人は、前項により寄附申込みの書面を受理したときは、担当者又は理事長から権限移譲を受けた責任者において、寄附者が第2条の各号に該当しないことを確認したうえで、寄附金等の受け入れについて、理事長又は理事長から権限移譲を受けた責任者の承認を得るものとする。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対し、その旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

4 寄附金等の受け入れが完了したときは、寄附者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存する。

5 担当者又は理事長から権限移譲を受けた責任者は、寄附申込書を保存するとともに寄附金台帳を整備し、理事長又は理事長から権限移譲を受けた責任者の承認を得なければならない。

(寄附金等の取扱い)

第6条 一般寄附については、当法人の運営費に使用するものとする。

2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。

4 寄附として受入れた物品、不動産及び財産権等の権利についての取扱いは次のとおりとする。

イ 不動産及び財産権等の権利は、権利関係を明らかにし、登記又は登録等を要する権利については所有権移転登記手続その他の必要な登記・登録手続を行ったうえで、資産として適正に計上し、理事会の承認を得なければならない。

ロ 物品は、その用途に応じて活用する。

ハ 固定資産に該当する物品、権利については、寄附受入時の時価をもって固定資産台帳に登録する。

(募金目論見書の交付等)

第7条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、当法人のホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附の申込みをした者に対しては事後に交付することができる。

(領収書等の送付)

第8条 寄附金等を受領したときは、一般寄附金又は特定寄附金の場合は遅滞なく礼状及び第5条4項の領収書（以下「領収書」という）を、募集特定寄附金の場合は領収書のほか第7条第2項による募金目論見書を、それぞれ寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告・公表)

第9条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当法人のホームページ上でその報告書を公開したときは、寄附者に個別に交付することを要しない。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当法人のホームページ上でその報告書を公開したときは、寄附者に個別に交付することを要しない。

3 当法人は、前二項の各ただし書きによる場合の他、寄附金等の受入及びその使途等について、寄附金等を充当して行った活動内容等が分かるよう工夫し、当法人のホームページ上で公表する。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第10条 当法人が、寄附の申込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約をする場合、理事長及び契約担当者は経理規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

(この規程の公開)

第11条 当法人は、この規程を当法人のホームページ上で公開する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人平城福祉会 役員等名簿

役職名	氏名	任期
理事長	西村健	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
理事	笹田正美	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
理事	杉本富夫	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
理事	飯塚宏	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
理事	山品文昭	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
理事	森神なつみ	平成30年6月23日～平成31年定時評議員会終結の時まで
監事	大西修	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
監事	田畑幸夫	平成29年6月18日～平成31年定時評議員会終結の時まで
評議員	中西知恵子	平成29年4月1日～平成32年度の定時評議員会終結の時まで
評議員	杉本憲秀	平成29年4月1日～平成32年度の定時評議員会終結の時まで
評議員	堤博康	平成29年4月1日～平成32年度の定時評議員会終結の時まで
評議員	小川雄吾	平成30年6月15日～平成32年度の定時評議員会終結の時まで

## 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平城福祉会(以下法人という)定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬等及び役員並びに評議員(以下役員等という)の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬等)

第3条 役員は無報酬とする。

### (費用)

第4条 この法人は、役員等が職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附 則

この規程は平成29年6月18日(評議員会の議決日)から施行する。